

日薬業発第444号
平成22年3月12日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 児玉 孝

厚生労働大臣の所信表明について

平素より、本学会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年2月17日の衆議院・厚生労働委員会において、長妻厚生労働大臣が所信表明を行われました。これに関し、3月1日、長妻厚生労働大臣から本会に対し、意見、提言が求められました。

これに対し本会は3月12日、別紙のとおり意見を提出するとともに、本会記者会等へ公表いたしましたので、取り急ぎご報告申し上げます。

記

1. 厚生労働大臣の所信表明について

(平成22年3月12日、児玉孝日本薬剤師会会長から長妻昭厚生労働大臣宛)

2. 所信表明へのご意見・ご提言を賜る件について

(平成22年2月、長妻昭厚生労働大臣から児玉孝日本薬剤師会会長宛)

} (省略)

以上

平成22年3月12日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

(社) 日本薬剤師会
会長 児玉 孝

厚生労働大臣の所信表明について

長妻大臣におかれましては、日頃より本会に対しご理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さてこの度、衆議院厚生労働委員会における所信表明をご提供いただき、また、それに対する本会の意見等を提出する機会を与えていただき、改めまして感謝申し上げます。我が国の医療制度のあり方について、本会としての考え方を述べさせていただきます。

まず、平成22年度の診療報酬及び調剤報酬改定が10年ぶりにネットプラス改定となりましたことに対し、心より御礼を申し上げたいと思います。平成14年度改定以来、医療費を含む社会保障の伸びを縮減する政策が継続され、医療崩壊という状況を招いています。国民皆保険制度の下、国際的に見ても低い医療費水準にもかかわらず、わが国は世界一の健康長寿国を維持してきていることを忘れてはならないと考えます。経済成長の範囲内に医療費の伸びを抑えるとのこれまでの政策に対して、本会は一貫して反対を表明し、「経済が低迷している時期であるからこそ、安心して医療を受けられる環境を作ることが政府に課された最も重要な責務である」、あるいは「国民の基本的な権利である健康を守るためには、必要な医療や医薬品の提供が十分になされるような皆保険体制を維持しなければならない」等の主張を繰り返してきました。

従って、所信表明において「社会保障を未来への投資と捉え、経済成長と社会保障を共存共栄の車の両輪として捉える」と述べられていることに対し、深く共感するところであります。現在、医療費の適正化計画が実施されていますが、結果として国民皆保険体制が形ばかりのものになることを懸念しております。平成24年度は診療報酬と介護報酬の同時改定となりますが、今回に引き続きネットプラスの改定となりますことを強く要望させていただきます。

また、所信表明において憲法第25条に言及されておられますが、私ども薬剤師は医薬品を扱うことを通じて、憲法で保障されている国民の健康な生活を確保するために、その任務を果たすことが求められています。処方せんに基づく調剤のみならず、一般用医薬品の提供を通じて、安全なセルフメディケーションにも貢献しており、その意味において、画期的な新薬の創出や適応外薬の

解消はもとより、優れた一般用医薬品の開発が一層促進される施策を講じることが重要であると考えます。

新型インフルエンザワクチンの細胞培養法の開発、医薬品による健康被害の再発防止、がん対策、難病対策等、少子高齢社会における医療面での課題についても掲げておられます。是非、国民が安心して生活できる環境整備に向けて、的確なリーダーシップを発揮されますことを期待しております。

私ども薬剤師も、医薬品を通じて国民の健康の確保のため、これまで以上に努力してまいりたい覚悟であります。

なお本会では、新政権の誕生、診療報酬改定の決定等に際して下記のような本会としての見解を表明してきております。改めて添付させていただきましたので、ご高覧いただければ幸いです。

- 1 政権交代に当たって (平成21年9月3日)
- 2 平成22年度診療報酬・調剤報酬等の改定について (平成21年12月24日)
- 3 平成22年度診療報酬・調剤報酬改定に関する答申について (平成22年2月12日)

政権交代に当たって

第45回衆議院議員選挙の結果民主党が過半数を獲得し、政権交代が行われることになった。誠に大きな政界の変革であり、今後の動向に注目したい。

聖域なき構造改革の結果、社会保障費の長年にわたる抑制策が、地域医療の崩壊という厳しい医療環境を生み出してしまった。経済状況が悪化しているときこそ、国民は安心して医療を受けられる環境を求めている。

新たな政権には、国民が安心して健康な生活を送ることができるよう、医療を含む社会保障制度をこれまで以上に充実させ、かつ安定した運用を期待するものである。

日本薬剤師会では、医薬品の適正な供給を通じて、より安全な薬物療法の提供に今後とも貢献してまいる所存である。

平成21年9月3日

(社)日本薬剤師会

会長 児玉 孝

平成22年度診療報酬・調剤報酬等の改定について

平成21年12月24日

(社) 日本薬剤師会

昨日、来年度の診療報酬本体を1.55%引き上げることが発表されました。同時に薬価を1.23%（薬価ベース△5.75%）、材料価格を0.13%引き下げること発表され、全体の改定率は+0.19%となりました。

診療報酬本体が引き上げ改定となるのみでなく、全体の改定率が10年ぶりにプラスとなったことは、評価したいと考えます。また、調剤の改定率が医科の比率に対して0.3となりましたが、近年の医療費に占める薬剤費の比率等を考慮すると、今回についてはやむを得ないものと受け止めています。

一方、調剤医療費に占める薬剤費の比率は約73%を占めており、長期投薬による影響を受けてその割合は増加してきています。このため、薬価ベース5.75%の薬価の引き下げは、引き続き薬局の経営に対して大きく影響することになります。また、後発医薬品の使用促進については、更に努力を継続してまいりたい所存ですが、備蓄品目数の増加などによる影響も考慮しなくてはなりません。

調剤報酬、診療報酬の具体的な改定内容については、今後中医協を中心として検討されることとなりますが、上述した状況を十分に考慮した改定となることを期待したいと考えます。

処方せんの受け取り率（いわゆる医薬分業率）は、平成20年度にはほぼ60%となりました。地域医療の中で、医薬品の供給拠点としての役割を果たし、医薬品の適正使用を一層確保するため、引き続き努力する所存であります。

平成 22 年度診療報酬・調剤報酬改定に関する答申について

平成 22 年 2 月 12 日

日本薬剤師会

本日、中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣に対して、来年度の診療報酬並びに調剤報酬改定について答申がなされました。大きな社会環境の変化と限られた時間の中、これまでの精力的な審議に対して、改めて敬意を表したいと思えます。

平成 22 年度改定では、診療報酬本体（全体）が 1.55% 引き上げられ、薬価・材料価格の 1.36% の引下分を差し引いてもネットで 0.19% という、10 年ぶりのプラス改定が行われました。厳しい財政状況の中、医療提供体制ならびに皆保険制度を堅持するという政府の姿勢の表れであると理解しております。

調剤報酬では、後発医薬品使用促進への薬剤師・薬局による取り組みが一層期待されており、調剤基本料の施設基準加算として位置付けられている後発医薬品調剤体制加算の評価方法が、後発医薬品の使用数量割合に応じた段階的な評価に切り替えられます。評価方法の見直しに伴い、現場での混乱も若干懸念されますが、我々としてはより一層、後発医薬品の普及・促進に努めていく所存です。

また、処方日数の長期化傾向を踏まえ、内服薬及び湯薬の調剤料を見直すなど、より実態に即した評価体系になるものと理解しています。さらには、より安全な薬物治療の確保の観点から、患者さんにとって特に注意が必要な医薬品（ハイリスク薬）に係る管理・指導のさらなる充実を図るための項目も新設されます。

一方、病院・診療所の薬剤師に関する事項としては、入院医療の充実と医療安全確保の観点から、栄養サポートチームや感染防止対策、さらには外来化学療法等、医療機関におけるチーム医療や医薬品の安全管理といった部分で、薬剤師の活動が適切に評価されることとなりました。

ただ、薬剤師の病棟配置に着目した評価の導入が見送られてしまったことは大変残念でありましたが、次回改定に向けた検討項目として位置付けられており、今後に期待したいと思います。

調剤医療費の場合、全体の 73% 以上が薬剤費であることを考慮すると、大幅な薬価引き下げは、薬局経営にとって大変に厳しいものがありますが、安全で安心な薬物治療の推進と、医療提供体制を支えるチーム医療の一員として、薬剤師に求められる役割を積極的に果たし、国民からの期待に応えるべく今後もより一層努力していく所存です。